

金乃台カントリークラブ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、金乃台カントリークラブ（以下「クラブ」という）と称する。

(目的)

第2条 クラブは、株式会社金乃台（以下「会社」という）が所有経営する茨城県牛久市所在のゴルフ場及びその付帯施設（以下、併せて「施設」という）を利用して会員相互の親睦を図り、併せて健全なリクリエーション活動の普及発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 クラブの事務所は、茨城県牛久市に置く。

第2章 会員

(会員の種類及び定員)

第4条 クラブの会員の種類及びその定員は、次のとおりとする。

① 正会員 （1000名）

個人及び法人とし、第5条の定めるところにより正会員の資格を取得した者

② 平日会員 （300名）

日曜日、祝祭日を除き、平日に施設を使用出来る者とし、第5条の定めるところにより平日会員の資格を取得した者

(入会手続き)

第5条 クラブに入会を希望する者は、会社の定める所定の申込手続を行い理事会の承認を受けた後、会社に対し、会社の定める入会金及び入会預り金（以下「保証金」という）を支払わなければならない。ただし、当クラブ個人正会員および平日会員が、会員資格（ゴルフ会員権）を譲渡または返還した場合は、譲渡または返還承認日より2年間は再入会することはできない。

(入会金)

第6条 入会金は、会社の定める金額とし、いかなる場合もこれを返還しない。

(保証金)

第7条 保証金は会社の定める金額とし、入金日から無利息にて5年間据置くものとする。

2 会員資格の譲り受け（相続を含む）により入会した会員については、譲り受けた保証金につき、当該会員の入会日から起算して無利息にて5年間据置くものとする。

3 保証金は、据置期間経過後、会員の会社への退会届の提出を含む会則及び会社が別に定める金乃台カントリークラブ運営事務細則（以下「細則」という）所定の退会手続終了後、会員の返還請求に基づき速やかに返還するものとする。

4 会社は、天災地変・社会情勢又は経済状況の著しい変化その他会社にとって予測困難な事態が発生した場合は、理事会の承認を得て、保証金の据置期間を一定の期間延長し又は返還を一定の期間停止するこ

とができる。なお、この場合、会社は第 26 条 4 項但書に定める方法で会員に通知しなければならない。

5 会員は、会社の事前の書面による承認を得なければ会員資格（ゴルフ会員権）及び保証金に担保設定することができない。

6 会員は、退会の前後または事由の如何を問わず、会員資格（ゴルフ会員権）と分離して保証金・保証金返還請求権だけを譲渡することができないものとする。

（会員の施設利用権）

第 8 条 会員は、細則で定める年会費を支払わなければならない。

2 会員は、前項に定める年会費のほか、会社の定める使用料金・諸費用を支払って施設を利用することができる。但し、会社は、会社の主催する競技会の開催その他必要やむを得ないと認めた場合に限り、一定期間施設の利用を制限することができる。会社は、施設に余裕があるときは、会員の紹介により又は紹介を要せず会員以外の者に施設を使用させることができる。この場合、会社は会員以外の者から会社の定める使用料金・諸費用を徴収するものとする。

（施設の一部の廃止等）

第 9 条 天災地変その他不可抗力の事態の発生、法令の改正、社会情勢・経済状況の著しい変化、その他会社として必要やむを得ない事由が生じた場合には、会社は施設の一部又は全部を廃止し、あるいはその利用を制限することができる。

（会員資格の譲渡）

第 10 条 会員は、会社が別に定める細則に基づき、事前に理事会の承認を得た上で、その資格を他の者に譲渡することができる。但し、会社は必要な場合、一定期間名義変更を停止することができる。

2 会員は入会日より 2 年間は名義変更することはできない。なお、相続及び合併・会社分割等の組織再編に伴う名義変更はこの限りでない。

3 譲受人は、理事会の承認が得られた後、会社の定める名義変更手数料を会社に支払い、譲渡人の権利義務のすべてを承継する。

4 法人会員が、その法人内部において登録人の変更を必要とするときは、理事会の承認が得られた後、会社が別に定める登録人変更手数料を会社に支払うものとする。

（懲戒）

第 11 条 会社は、会員が次の各号のいずれかの事由があるときは、理事会の承認を得て、一定期間会員たる資格を停止し又は除名することができる。除名の場合、保証金は第 7 条の例に従い返還する。

① 本会則その他会社又は理事会が定めた規則に違反したとき。

② クラブの名誉を毀損し又は会員として不適当と認められる行為があったとき若しくはクラブの秩序を乱したとき。

③ 暴力団の構成員、又は準構成員及びこれらに準ずる者であるとき又はあったとき。

④ 入会申込時あるいは入会後に会社又はクラブへの申告、届出に虚偽があることが判明したとき。

⑤ 年会費その他会社が定める使用料金・諸費用、手数料・諸代金等の支払いを 3 ヶ月以上怠り、会社から催告を受けてもなおその支払いをしないときは、会社は、当該会員の会員資格を停止させることができ、引き続き 2 年以上支払遅滞が継続した場合には当該会員を除名することができる。

2 会社は、会員の懲戒を行う場合には、対象会員に十分な弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第12条 会員は、次の場合にその資格を喪失する。会員は、その資格を喪失した時点において会社に対し未払金がある場合は、これを直ちに支払わなければならない。

- ① 会員資格の譲渡
- ② 退会
- ③ 除名
- ④ 死亡、解散

2 退会しようとする者は、会社所定の様式による届出書の提出により退会の意思表示を行うものとし、その他会社が別に定める細則に定める提出物を全て提出することにより、退会手続が完了するものとする。

(相続・合併・会社分割による資格の承継)

第13条 会員が死亡したときは、相続人は、理事会の承認を経た上で、会社が別に定める細則に基づきその会員資格を承継することができる。この場合、相続人は会社の定める名義変更手数料を会社に支払うものとし、死亡した会員の保証金を含む権利義務のすべてを承継する。但し、会員資格を承継することができる相続人は1名に限る。

2 法人会員が吸収合併又は新設合併により解散したとき若しくは会社分割を行ったときは、合併会社又は会社分割承継会社は、理事会の承認を得た上で、会社が別に定める細則に基づきその会員資格を承継することができる。この場合、合併会社又は会社分割承継会社は会社の定める名義変更手数料を会社に支払うものとし、当該法人会員の権利義務のすべて（保証金を含む）を承継する。

第3章 クラブの組織等

(役員の定数)

第14条 役員は次のとおりとする。

- ① 理事長 1名（理事会の決議により理事の中から選任する。）
- ② 副理事長 1名及びキャプテン 1名（理事の互選により置くことができる。）
- ③ 理事 16名以内

（会社から4名以内、会員から12名以内とし、この員数には理事長、副理事長及びキャプテンを含む。）

(理事の選任)

第15条 理事は、会員総会によって選出する。

2 理事候補者は別に定める理事候補者選考規程に基づき決定する。

(理事の職務)

第16条 理事長はクラブの会務を掌りクラブを代表する。

- 2 理事長に事故があった場合は、理事長があらかじめ定めた順序により他の理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の決議に基づき必要な事務を行う。

(理事会)

第17条 理事は理事会を組織する。

- 2 理事会は必要な都度理事長が招集しその議長となる。
- 3 理事会の招集は、議題を示して、会日の2週間以上前にこれを行うものとする。ただし、緊急の場合

はこれを短縮しうる。

4 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもってこれを行う。ただし、可否同数のときは、理事長がこれを決する。なお、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事会は次の事項を掌る。

- ① クラブの運営に関する方針の決定
- ② 会則及び会社が別に定める細則に規定する理事会承認事項にかかる承認・不承認の決定
- ③ 会則及び諸規則等のうち専らクラブの運営に関する部分の制定及び改廃
- ④ ゴルフ場の運営及び施設の改修等についての会社に対する必要な助言及び勧告
- ⑤ 分科委員会の設置及び分科委員の委嘱
- ⑥ その他本会則に定める事項

6 会社は、次の事項について理事会と協議する。

- ① 年会費の増減額
- ② 名義変更手数料の増減額
- ③ コースの全部又は一部の売却・閉鎖
- ④ 新たな種類の会員権の募集
- ⑤ 会社が別に定める細則、ゴルフ場利用約款等の諸規則の改廃

（役員の任期）

第18条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって選任された理事の任期は、現任者の残存期間とする。

3 理事長、理事の任期が満了した場合、後任者が選任されるまでは、前任者がその職務を行う。

（役員の給与）

第19条 理事は無給とする。

（分科委員会の設置及び分科委員の選任）

第20条 理事会の運営を補助するため、その下部機構として分科委員会を設ける。分科委員会の設置は、会社の承諾の上、本理事会が決定する。現在の分科委員会の名称及び担当事項は下記のとおりとする。

（名称）	（担当事項）
1. グリーン委員会	コースの維持管理、その他コースに関する事項
2. ルール競技委員会	ルール及び競技に関する事項
3. ハンディキャップ委員会	ハンディキャップの決定及び変更に関する事項
4. キャディ委員会	キャディの訓練指導に関する事項
5. ハウス委員会	クラブハウス、附属建物、その他設備並びに食堂に関する事項
6. フェローシップ委員会	エチケット及び会員相互の親睦に関する事項
7. 入会申込者選考委員会	入会申込者の審査に関する事項

2 分科委員長及び分科委員は、会社の承諾の上、会員の中より理事会が選出し委嘱する。

3 各分科委員会は、分科委員若干名をもって組織し、委員長1名を置く。

4 委員長は分科委員の中から副委員長を複数名指名することができる。

(分科委員会の招集及び審議)

第21条 各分科委員会は、委員長の招集に応じて開催する。各分科委員会は担当事項を審議し、その結果を理事会で報告又は審議する。但し、重要な事項については会社の承認を得た上で実施する。

(分科委員の任期及び責任)

第22条 分科委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 分科委員会及び分科委員は、理事会及び会社の同意なくして会社に義務・責任を負担させることはできない。

(会員総会)

第23条 クラブ運営上の重要事項を付議するため又は会社の提案する会員契約の内容についての重要な変更への承認を付議するため、理事会が必要と認めたときは、理事長は会員総会を招集することができる。

2 会員総会については理事会が詳細を定めるものとする。

(経費)

第24条 クラブの経費は、クラブ運営に合理的に必要な範囲において会社が負担する。

(事業年度)

第25条 クラブの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。

(その他)

第26条 クラブ運営に関して本会則に定めのない事項は、会社の経営判断に関わる事項に反しない限り、理事会の決議により制定することができる。

2 ビジターに関する必要事項は、別に定める細則で定める。

3 会員は、住所の異動、姓名の異動、法人会員の社名変更及び代表者変更並びに連絡先の異動を直ちに書面にて会社に通知し、会社が別に定める細則に規定する書面を提出しなければならない。

4 会社及びクラブは、会報、会社のホームページ又はクラブハウス内における掲示によって会員への通知を行うことができるものとする。ただし、権利義務に関する重要な事項については会員が会社に届けた連絡先（特段の届出がない場合には住所とする）に文書にて行うものとし、万一不送達の場合でも通常送達すべき時点において送達が完了したものとみなすものとする。

附則

1 本会則の改正は、過半数の理事が出席する理事会においてその議決権の過半数の賛成により可決した場合に、会社の承認を得て行うものとする。

2 本会則は令和3年9月9日を効力発生日としてこれを施行する。

金乃台カントリークラブ運営事務細則

(総則)

第1条 この事務細則は金乃台カントリークラブ会則に基づき運営に必要な事項を定める。

(競技規則)

第2条 競技に関しては原則として日本ゴルフ協会制定のゴルフ規則による。

2. クラブのローカル・ルール競技規則の制定変更は、グリーン委員会およびルール・競技委員会において共同起案しキャプテンがこれを決定する。

(年会費)

第3条 年会費は下記のとおりとする。但し、下記金額は消費税を含まない。尚、年会費の徴収期間は、毎年4月から翌年3月までとする。

正会員(1名につき) 50,000 円(税抜き)

平日会員(1名につき) 25,000 円(税抜き)

(名義変更)

第4条 会員が、会員名義を譲渡により変更する時は、下記の書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、譲渡人と譲受人の捺印は全て印鑑証明届出印による。

1. 譲渡人・譲受人連名による入会申込書・誓約書
2. 預り証
3. 譲渡人・譲受人の印鑑証明書各1通(理事会開催日より逆算して前3か月以内発行のもの)
4. 譲受人(法人である場合には登録人)の本籍の記載のある住民票各1通(理事会開催日より逆算して前3か月以内発行のもの)
5. 譲渡人又は譲受人が法人である場合には商業登記簿謄本1通(理事会開催日より逆算して前3か月以内発行のもの)
6. 譲渡人(譲渡人が法人である場合には登録人)の会員証
7. 譲渡人(譲渡人が法人である場合には登録人)のネーム・プレート
8. 譲受人の入会を推薦する在籍5年以上の正会員の推薦書2通(会員の署名捺印を必要とする。JGA加盟クラブの在籍証明書があれば1通で可。)
9. 譲受人の写真4枚
10. 譲渡人又は譲受人が名義変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
11. 譲受人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し

(配偶者又は親族(一親等)間の生前贈与による名義変更)

第5条 会員が、配偶者又は親族(一親等)間で会員名義を変更する時は、下記の書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、譲渡人と譲受人の捺印は全て印鑑証明届出印による。

1. 譲渡人・譲受人連名による入会申込書・誓約書
2. 預り証
3. 譲渡人・譲受人の印鑑証明書各1通(理事会開催日より逆算して前3か月以内発行のもの)
4. 譲受人の本籍の記載のある住民票各1通(理事会開催日より逆算して前3か月以内発行のもの)
5. 戸籍謄本(譲受人が譲渡人の配偶者又は親族一親等であることを証明するものとして)

6. 譲渡人の会員証
7. 譲渡人のネーム・プレート
8. 譲受人の入会を推薦する在籍5年以上の正会員の推薦書2通（会員の署名捺印を必要とする。JGA加盟クラブの在籍証明書があれば1通で可。）
9. 譲受人の写真4枚
10. 譲渡人又は譲受人が名義変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
11. 譲受人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し

（死亡相続による会員資格の承継）

第6条 会員が死亡した場合、法定相続人が会員権を相続することにより会員資格を承継することが出来る。死亡した会員名義の会員権を相続人が相続する場合は、下記書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、捺印は全て印鑑証明届出印による。

1. 法定相続人全員の署名捺印（相続人が未成年者の場合は親権者の署名捺印と親権者であることの証明の為に戸籍謄本が必要）がなされた同意書若しくは、遺産分割協議書、家庭裁判所・公証人により検認を受けた遺言等により被相続人から相続人への相続手続が完了していることが解る資料
2. 法定相続人全員の印鑑証明書各1通（理事会開催日より逆算して前3か月以内発行のもの）
3. 会員権を承継する相続人が法定相続人であることを証する戸籍謄本（相続を登記する為に必要な改製前・改製後全部の謄本（改正原戸籍謄本））
4. 会員権を承継する相続人記入による入会申込書・誓約書
5. 預り証
6. 被相続人の会員証
7. 被相続人のネーム・プレート
8. 譲受人の入会を推薦する在籍5年以上の正会員の推薦書2通（会員の署名捺印を必要とする。JGA加盟クラブの在籍証明書があれば1通でも可。）
9. 相続人の写真4枚
10. 被相続人又は相続人が名義変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
11. 相続人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し

（合併・会社分割による資格の承継）

第7条 合併により、法人会員資格が被合併会社より合併会社に承継される場合、又は、会社分割により法人会員資格が分割法人より分割承継法人に承継される場合（以下、被合併法人及び分割法人を併せて「譲渡法人」という。また、合併法人及び分割承継法人を併せて「譲受法人」という）は、下記書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 譲受法人記入による入会申込書・誓約書
2. 預り証
3. 譲受法人の商業登記簿謄本並びに譲渡法人の商業登記簿謄本（変更事項の記載のあるもの）
4. 譲受法人の印鑑証明書1通（理事会開催日より逆算して前3か月以内発行のもの）
5. 旧登録人のメンバーズ・カード（合併・会社分割により登録人に変更がない場合を除く）
6. 旧登録人のネーム・プレート（合併・会社分割により登録人に変更がない場合を除く）
7. 新登録人の本籍の記載のある住民票または戸籍抄本1通（理事会開催日より逆算して前3か月以内発行のもの）
8. 新登録人による誓約書

9. 新登録人の写真 4 枚
10. 譲渡法人又は譲受法人が名義変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
11. 新登録人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し

(退会・除名)

第 8 条 会員が退会を希望する場合、又は除名により会員資格を喪失する場合には、下記の書類を会社に提出しなければならない。退会を希望する場合には、下記の書類の全てが会社に提出された事実をもって退会の意思表示が会社に対してなされたものとみなし、預り金返還時点において退会とする。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 預り証
2. 退会届（但し、除名の場合には提出を要しない）
3. 退会・除名会員の会員証
4. 退会・除名会員のネーム・プレート
5. 振込先銀行明細
6. 印鑑証明書 1 通（退会届を会社に提出した日の前 3 か月以内発行のもの）
7. 本籍の記載のある住民票 1 通（退会届を会社に提出した日の前 3 か月以内発行のもの）

(死亡退会)

第 9 条 会員が死亡し、相続人が退会を希望する場合には、下記の書類を会社に提出しなければならない。

下記の書類の全てが会社に提出された事実をもって死亡退会の意思表示が会社に対してなされたものとみなし、預り金返還時点より退会とする。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 法定相続人全員の署名捺印（相続人が未成年者の場合は親権者の署名捺印と親権者であることの証明の為の戸籍謄本が必要）がなされた同意書
2. 法定相続人全員の印鑑証明書各 1 通（退会届を会社に提出した日の前 3 か月以内発行のもの）
3. 同意書の作成者がいずれも法定相続人であることを証する戸籍謄本（相続を登記するために必要な改製前・改製後全部の謄本（改正原戸籍謄本））
4. 預り証
5. 退会届（尚、記入及び捺印については相続人又は法定相続人の代表による）
6. 被相続人の会員証
7. 被相続人のネーム・プレート
8. 振込先銀行明細
9. 法定相続人の本籍の記載のある住民票 1 通（退会届を会社に提出した日の前 3 か月以内発行のもの）

(解散による退会)

第 10 条 法人会員が法人を解散した場合は、下記の書類を会社に提出し、退会する。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 解散法人の解散登記済登記簿謄本 1 通
2. 清算人による念書
3. 清算人届出印の証明（念書を会社に提出した日の前 3 か月以内発行のもの）
4. 預り証
5. 退会届
6. 登録人の会員証

7. 登録人のネーム・プレート
8. 振込先銀行明細

(同一法人内記名者変更)

第 11 条 法人会員の法人内で記名者（利用者、1 名に限定）を変更する時は、下記書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 法人会員記名者変更申請書
2. 印鑑証明書 1 通（理事会開催日より逆算して前 3 か月以内発行のもの）
3. 法人会員商業登記簿謄本
4. 新記名者の本籍の記載のある住民票 1 通（理事会開催日より逆算して前 3 か月以内発行のもの）
5. 誓約書
6. 新記名者の写真 4 枚
7. 記名者変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
8. 記名者の会員証
9. 記名者のメンバーズ・カード
10. 会員名簿は新記名者へ引継ぎ

(商号・代表取締役・組織の変更)

第 12 条 法人会員が商号・代表取締役等を変更し、又は組織を変更する場合には、下記の書類を会社に提出しなければならない。届出無きために発生した不都合については、会社はその責に任じない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 商号・代表取締役等又は組織変更届
2. 印鑑証明書 1 通（変更届を会社に提出した日の前 3 か月以内発行のもの）
3. 法人会員商業登記簿謄本（変更事項の記載のあるもの）
4. 預り証（法人名の場合は不用）
5. 誓約書

(名字・氏名の変更（改姓・改名）)

第 13 条 会員（法人会員の登録人を含む。）が名字・氏名を変更（改姓・改名）する時は下記の書類を会社に提出しなければならない。届出無きために発生した不都合については、会社はその責に任じない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 改姓（改名）届
2. 戸籍謄本及び同附表謄本 1 通（改姓（改名）を証するもので、改姓（改名）届を会社に提出した日の前 3 か月以内発行のもの）
3. 預り証
4. 会員証
5. ネーム・プレート
6. 写真 4 枚

(住所の変更)

第 14 条 会員（法人会員の登録人を含む。）が住所を変更（住居表示変更を含む）した時は、下記の書類を会社に提出しなければならない。届出無きために発生した不都合については、会社はその責に任じない。

尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 住所変更届
2. 住民票（変更後住所の記載のあるもの。個人会員の場合。住所変更届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
3. 商業登記簿謄本（変更後住所の記載のあるもの。法人会員の場合。住所変更届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）

（預り証の紛失・盗難）

第15条 預り証を紛失又は盗難により喪失した場合には、下記書類を会社に提出しなければならない。

尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 預り証紛失届
2. 紛失事情顛末書
3. 警察署の遺失届出証明書（盗難の場合）
4. 住民票1通（個人会員の場合。紛失届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
5. 商業登記簿謄本1通（法人会員の場合。紛失届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
6. 印鑑証明書1通（変更届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）

（預り証の再発行）

第16条 会員は、前条による紛失届出後1か月以上経過し、預り証の再発行に伴う紛争、事故がないと会社が判断する場合には、預り証の再発行を会社に申請することが出来る。この場合、会員は下記の書類を会社に提出しなければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 預り証再発行申請書
2. 再発行に伴う念書
3. 入会申込書・誓約書
4. 会員証（法人会員は登録人のもの）

（変更手数料）

第17条 各変更手数料については以下のとおりとする。但し、下記金額は消費税を含まない。

1. 名義変更手数料

個人正会員、法人正会員（1名につき） 1,000,000円（税抜き）

平日会員 500,000円（税抜き）

なお、相続の場合並びに合併・会社分割による資格承継の場合の名義変更手数料は半額とする。

2. 登録人変更手数料

法人正会員（1名につき） 500,000円（税抜き）

2. 前項の料金は減額できるものとし、その場合の料金は別に定める。

（ビジターに関する事項）

第18条 会社は、理事会と協議し、本ゴルフクラブにふさわしくない者の施設の使用の拒否等、ビジターに関し必要な規制を行うことができる（反社会的勢力は当然排除）。

（施設利用上の遵守事項）

第19条 会員（法人会員の登録人を含む。）が会社の施設を利用するにあたっては、以下を理解・遵守し、

ゲストに対しても本条記載事項を理解・遵守させるよう努めなければならない。

1. 会員が会社の施設を利用する場合には、必ず会員証をフロントに提示しなければならない。
2. 会員は会社の施設を利用するにあたっては、マナーを守り、安全に会社の施設を利用するよう努めなければならない。会社の施設を安全に利用するために、会員は各施設責任者の指示に従わなければならない。
3. 会員は直接会社の従業員に対し、心付等金品を与えてはならない。
4. 会員は直接会社の従業員を懲戒することはできない。懲戒を必要とする場合には会社の責任者に申し出なければならない。
5. 会社は施設内において生じた来場者の所有物の破損・毀損・紛失・盗難に対してその責を負わない。
6. 会員及びゲストは会社の定める開業日・開場時間においてのみ会社の施設を利用することができる。尚、施設の開場及び閉場は、原則として営業開始 30 分前から営業終了 30 分後とする。会社は、会社の都合により定休日・臨時休業日を設けることが出来、また営業時間を変更することが出来る。
7. 会員及びゲストは、会社の施設を利用する場合、会社が別途定めるゴルフ場利用規則を遵守しなければならない。

(地方会員・在外会員)

第 20 条 会員が以下の事由に該当する場合には、会社に地方会員または在外会員の申請をすることが出来る。この場合、会員は会社に対し、その事由に該当することを証する書面を提出しなければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 主たる居住地域が地方または日本国外となり、会社の施設の利用が著しく困難となった場合
2. 地方会員は東京・埼玉・栃木・茨城・千葉・神奈川以外の道府県に居住する者とし、在外会員は満 1 ヶ年以上外国に居住する者とする。
3. 地方会員、在外会員の年会費は以下とする。
地方会員 通常年会費の 50%を減額
在外会員 通常年会費の 75%を減額
4. 第 1 項に定める事由に該当しなくなった会員は、会社に対し、遅滞なくその事実を報告しなければならない。当該事由に該当しなくなった会員は、当該年度の年会費の差額を会社に対して支払わなければならない。

(事務細則の変更)

第 21 条 会社は、理事会と協議の上、本事務細則の一部又は全部を変更することが出来る。

(附 則)

本細則は令和 3 年 5 月 1 日を効力発生日としてこれを施行する。